

令和2年度

福岡市雇用対策協定に基づく取組

福岡市

福岡労働局

目次

第1	趣旨	1
第2	協定に基づく令和2年度の取組	
1	若年者の就職促進、自立支援対策の推進	
	(1) 新卒者、既卒者に対する就職支援の取組	2
	(2) フリーター等の正規雇用の推進等の取組	3
2	子育て女性等に対する就職支援の推進	4
3	障がい者に対する就労支援の推進	6
4	生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の推進	7
5	一体的実施事業における取組の推進	
	(1) 「シティハローワークはかた」における取組	8
	(2) 「シティハローワークみなみ」における取組	8
6	地域における外国人の就労支援等の推進	9
7	雇用創出・雇用確保に向けた取組の推進	10

第1 趣旨

福岡市（以下「市」という。）と福岡労働局（以下「労働局」という。）は、福岡地域における雇用失業情勢の改善に連携して強力に取り組むため、平成23年3月30日「福岡市雇用対策協定」（以下「協定」という）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び福岡地域の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市の講ずる地域経済活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークにおける職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策が密接な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、「福岡市雇用対策協定に基づく取組」をまとめ、福岡地域の雇用情勢の改善に強力に取り組むこととする。

連携に当たっては、各々が実施する施策に関して情報・意見交換会を実施するなど、互いの理解を深める取組を推進する。

なお、労働局は、ここに定める取組以外の事項についても、市が進める雇用創出の取組、就職困難者への自立支援、地元企業雇用調整時の離職者の再就職支援、企業誘致に際しての人材確保、その他各施策への連携・協力等について市から要請があったときは、その要請に誠実かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

また、労働局は、福岡地域の雇用情勢に関する各種指標及び分析結果について、積極的に市に提供することとする。

第2 協定に基づく令和2年度の取組

雇用・労働施策の課題と重点施策

～「全員参加の社会」の実現に向けて～

1 若年者の就職促進、自立支援対策の推進

(1) 新卒者、既卒者に対する就職支援の取組

市と労働局は、「福岡新卒者等人材確保推進本部」に参画し、新卒者、既卒者に対する就職支援を連携して実施する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 高校新卒者については、労働局、福岡地域の各ハローワークは、市と実行委員会を構成の上、就職希望状況等の情報を共有するとともに、就職面談会を開催し、就職を支援する。
- ・ 大学等新卒者、既卒者については、福岡新卒応援ハローワークにおいて、市が行う就活支援に関する事業を周知し、相互に連携して就職を支援する。
労働局は、市と大学等合同会社面談会を共同開催する。
- ・ 新卒者の求人確保のため、市と労働局、福岡地域の各ハローワークは共同して、事業主団体や主要企業に対する求人要請を行う。

《福岡市が実施する業務》

- ・ 各区に設置している就労相談窓口において、15歳以上に対して、就労相談などを実施し、就職を支援する。
- ・ 大学等新卒者、既卒者について、労働局と大学等合同会社面談会を共同開催し、地元企業とのマッチングの機会をつくる。
- ・ 市内に事業所をもつ事業者の採用活動と大学等新卒者、既卒者及び福岡市で仕事を探している方の就職活動を促進するため、オンライン上で合同会社説明会を実施する。

- ◆目標◆ 福岡地域における新規高卒者の就職内定率
98.6%以上（令和元年度実績）以上

(2) 就職氷河期世代を含むフリーター等の正規雇用の推進等の取組

市と労働局は連携して、フリーター等の正社員就職を支援し、若年無業者等に対する職業的自立を支援する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 福岡県、市及び各界の関係機関等で構成する就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」を運営し、市との連携体制を構築する。
- ・ 福岡わかものハローワーク並びにハローワーク福岡東、ハローワーク福岡南及びハローワーク福岡西において、市が行う「就労相談窓口事業」を周知・活用する。
- ・ 労働局及び福岡地域の各ハローワークは、市が行う「就労相談窓口事業」及び福岡県若者サポートステーションが行う事業について、若年無業者に対する周知、誘導について連携する。
- ・ 福岡地域の各ハローワークは、各事業の支援対象者が職業相談・職業紹介に誘導された際は、担当者制による個別支援等により就職を支援する。

《福岡市が実施する業務》

- ・ 博多区の就労相談窓口において、若年求職者等（49歳以下）を対象とした、臨床心理士による個別相談及びグループカウンセリングなどを実施し、就職を支援する。
- ・ 「就労相談窓口事業」において、正社員就職希望者に対し、正社員求人の開拓・紹介、臨床心理士による心理的サポートなどを行う。
- ・ 市内に事業所をもつ事業者の採用活動と大学等新卒者、既卒者及び福岡市で仕事を探している方の就職活動を促進するため、オンライン上で合同会社説明会を実施する。（再掲）

◆目標◆ 福岡地域のフリーター等の若者の常用雇用者数

2,000人以上（令和元年度実績：3,516人）

2 子育て女性等に対する就職支援の推進

市と労働局は、福岡地区子育て女性等の就職支援協議会に参画し、相互の連携により子育て女性等の就職支援を実施する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ マザーズハローワーク天神並びにハローワーク福岡東、ハローワーク福岡南及びハローワーク福岡西のマザーズコーナーと、福岡市男女共同参画推進センター及び福岡市立ひとり親家庭支援センターは、相互に連携し、求職者等に対して各機関の支援メニュー等の周知・誘導を行い、利用促進を図る。
- ・ マザーズハローワーク天神及び各マザーズコーナーは、各機関から求職者の誘導を受けて、担当者制による個別支援等を行い、就職を支援する。
- ・ 市及び関係機関から、保育所や子育て支援サービスに関する情報提供を受け、マザーズハローワーク天神及び各マザーズコーナーにおいて、子育て女性等の求職者に情報提供する。
- ・ 市が行う子育て女性等を対象にした「地域の保育施設の概要や入所の仕組」、等の説明会と連携して、マザーズハローワーク天神等において、就職支援メニュー等の周知を図るセミナーを開催する。
- ・ マザーズハローワーク天神は、市（子どもプラザ）が行う子育て相談会等において、マザーズハローワーク天神・各マザーズコーナーの就職支援メニュー等の周知を行う。
- ・ ひとり親や出産・育児によるブランクがある女性に対する職業訓練窓口への誘導・あっせん機能を強化する。

《福岡市が実施する業務》

- ・ ひとり親家庭の親等に対しては、福岡市立ひとり親家庭支援センターにおける就業相談や自立支援プログラム策定事業、就業支援講習会実施するとともに、「ひとり親家庭自立支援給付金事業」の活用等を推進する。
- ・ 再就職を希望する女性を対象に、就職支援セミナーを実施する。
- ・ 女性の起業支援を行う。
- ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援や社会貢献優良企業優遇制度など次世代育成、男女共同参画を支援する事業を実施する。

◆目標◆ 子育て中等の求職者の支援者数

6,000人以上（令和元年度実績：6,568人）

マザーズハローワーク、マザーズコーナーにおける担当者制による

就職支援数

1,700人以上（令和元年度実績：1,955人）

就職率

93.4%以上（令和元年度実績：92.7%）

3 障がい者に対する就労支援の推進

市と労働局は、福祉・教育から雇用への移行を一層推進するため、市が策定した福岡市障がい保健福祉計画を踏まえながら、各分野の関係機関のネットワークを活用した就労支援の強化を図る。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 市と共催で福岡地域の障害者雇用促進面談会及び障害者対象合同企業説明会を開催する。
- ・ 特別支援学校を対象とした職場実習のための事業所面接会を福岡市教育委員会と共催で実施する。
- ・ 労働局は、チーム支援をサポートする担当者が中心となり、福岡地域の各ハローワークと各機関との連携を援助する。
- ・ 福岡地域の各ハローワークは、各機関と連携してチーム支援を推進する中で、「福岡市障がい者就労支援センター」と連携し、職業相談、職業紹介、実習支援、職場定着支援及び必要な事業所支援を行う。
- ・ 労働局は市と連携して障害者雇用促進セミナーを開催する。
- ・ 福岡地域の各ハローワークは、発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」と連携して就職支援に努める。

《福岡市が実施する業務》

- ・ 障害者雇用促進面談会及び障害者対象合同企業説明会を共催する。
- ・ 特別支援学校を対象とした職場実習のための事業所面接会を共催する。
- ・ 特別支援学校生徒の就労を促進する「夢ふくおかネットワーク事業」（企業、保護者、教員対象セミナー開催等）を実施する。
- ・ 福岡市障がい者就労支援センターにおいて、障がい者に対するジョブコーチ等支援や職場開拓、民間就労支援事業所に対する技術的支援を実施する。

- ◆目標◆ 福岡地域のハローワークを通じた就職件数
2, 218人（令和元年度実績）以上

4 生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の推進

市と労働局及びハローワークは、生活保護受給者等の生活困窮者を広く対象に、一体となった就労支援体制の整備に努め、早期支援を徹底するなど、就労支援を強化する。

【具体的な取組】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施
 - ・ ハローワークは、当該事業に基づき、市（福祉事務所等）から就労支援の要請があった者に対して、市（福祉事務所等）の職員と連携を図りつつ、就労支援を行う。
 - ・ 各区の福祉事務所においてはその位置的有利性を十分に活用し、福祉事務所とハローワークの密接な連携による就労支援を行い、ワンストップ型の支援体制を整備し、就労支援を行う。
 - ・ 新たに生活保護を開始する者への早期支援を重点的に実施することとし、生活保護の相談・申請段階の者も支援対象者として就労支援を行う。
 - ・ 市は、労働局及びハローワークが実施する当該事業に基づく各種支援及び職業訓練等への受講対象候補者の誘導・選定に係る協力を行う。
- ホームレスの就業支援対策の推進
 - ・ 福岡市就労自立支援センターへのハローワーク巡回相談の実施により就業機会の確保を図る。
- その他の生活困窮者への連携支援
 - ・ ハローワークは、市が実施する「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業と連携し、当該事業の周知に努めるとともに、当該事業の支援対象者であって、市から就労支援の要請があった者に対して、生活保護受給者等就労自立促進事業に基づく就労支援を行う。
 - ・ ハローワークは生活困窮者に対し区役所内にパンフレットラックを設置し、職業訓練情報を提供する。

◆目標◆

生活保護受給者等就労自立促進事業における目標

- ・ 支援対象者数 1,626人
（令和元年度3月末累計実績：1,799人）
 - ・ 支援対象者の就職件数 1,091人
（令和元年度3月末累計実績：988人）
- ※支援対象者数の67.0%（令和元年度3月末時点実績：54.9%）

5 一体的実施事業における取組の推進

(1) 「シティハローワークはかた」における取組

市と労働局は、「就労相談窓口事業」と「シティハローワークはかた」において行う職業相談・職業紹介を一体的に実施する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ シティハローワークはかたは、市が行う「就労相談窓口事業」と連携し対象者を相互に誘導する。
- ・ シティハローワークはかたは、若年求職者（概ね40歳未満）を対象に、担当者制を中心とした個別支援を行い、重点的に就職を支援する。
- ・ 労働局及びハローワーク福岡中央は、それぞれの広報媒体・手段を活用してシティハローワークはかたを積極的に周知し、求職者（特に若年者）の利用促進を図る。

《福岡市が実施する業務》

- ・ 就労相談窓口の利用者に対し、ハローワークに関する情報提供及び誘導を行う。
- ・ 博多区の就労相談窓口において、若年求職者等（49歳以下）を対象とした、臨床心理士による個別相談及びグループカウンセリングなどを実施し、就職を支援する。

◆目標◆ シティハローワークはかた

利用者数 12,000人（令和元年度実績：14,402人）

就職者数 550人（令和元年度実績：748人）

(2) 「シティハローワークみなみ」における取組

市と労働局は、「就労相談窓口事業」及び「アミカス事業」と「シティハローワークみなみ」において行う職業相談・職業紹介を一体的に実施する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ シティハローワークみなみは、市が行う「就労相談窓口事業」と連携し、対象者を相互に誘導する。
- ・ シティハローワークみなみは、「就労窓口相談事業」から誘導された求職者及び福岡市男女共同参画推進センターが行う「アミカス事業」（就労支援等の各種講座等）を活用する求職者に対し、担当者制による個

別支援を行い、就職を支援する。

- ・ 労働局及びハローワーク福岡南は、それぞれの広報媒体・手段を活用してシティハローワークみなみを積極的に周知し、求職者の利用促進を図る。

《福岡市が実施する業務》

- ・ 就労相談窓口やアミカス事業の利用者に対し、ハローワークに関する情報提供及び誘導を行う。
- ・ 就職支援セミナーなどの各種講座を実施し、就職を支援する。

◆目標◆ シティハローワークみなみ

利用者数 15,500人（令和元年度実績：18,460人）

就職者数 500人（令和元年度実績：641人）

6 地域における外国人の就労支援等の推進

市と労働局は、情報共有や相互連携を図りながら、特定技能外国人をはじめとする外国人労働者の適切な雇用管理・環境整備、就労等支援等を行う。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 就職ガイダンスの開催等による、留学生への就労支援を行う。
- ・ 事業主向けセミナーの開催による集团的企業支援を行う
- ・ 外国人雇用管理アドバイザー等による個別企業への支援を行う。
- ・ 外国人労働者の就労相談、地元企業とのマッチングを行う。その際、福岡市が提供する地域の生活関連情報等を周知するとともに、状況に応じ「福岡市外国人総合相談支援センター」への誘導を行う。

《福岡市が実施する業務》

- ・ 労働局が開催する事業主向けセミナーの周知広報を行う。
- ・ 外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、「福岡市外国人総合相談支援センター」を設置し（※）、情報提供及び相談を多言語で行うとともに、状況に応じハローワーク等の関係機関への取次ぎを行う。

※平成31年度から公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団が運営。

7 雇用創出・雇用確保に向けた取組の推進

市が行う雇用創出、企業誘致の取組による人材ニーズについては、ハローワークにおいて、求職者とのマッチングを行うとともに、対象企業に対しては、雇用関係助成金の周知を行う等、人材確保支援を行う。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 市の要請に基づき、地域の労働市場の状況、求職者の動向、地場賃金情報などの情報を提供する。
- ・ 企業誘致等による求人情報の提供を受け、ハローワークに求人が未提出の場合は求人開拓を実施の上、求職者とのマッチングを行う。
- ・ 対象企業に対しては、雇用関係助成金について周知を行う等により、人材確保を支援する。

《福岡市が実施する業務》

- ・ 企業における労働市場情報のニーズや人材のニーズに関する情報を、ハローワークへ提供する。
- ・ 融資制度の円滑な運用と経営相談、人材確保相談を実施する。
- ・ 大学等の持つ学術・科学技術を活用し、新しい産業の創出や地場企業の活性化、企業・研究機関の立地や企業誘致、創業を促進し、雇用の受け皿の創出を図る。
- ・ 業界別など福岡市内の求人を簡単に検索して応募などができる福岡市求人特集 WEB サイトを運用し、地場企業と求職者のマッチングを促進する。
- ・ 外国人材受入れを検討している企業向けに、外国人材の採用に関する情報やノウハウを提供するセミナーを実施することで、地場企業の外国人材受入れを支援する。